

告発事実

関東信越厚生局社会保険審査官 **堀地良男** は審査請求人●●●● (以下「請求人」という。)が平成24年8月14日に行った審査請求に対して、平成24年10月29日、審査に関する通達を故意に無視し、根拠のない個人的な見解に基づいて審査を終え、棄却の決定を行った。

これは明らかに不当な審査であり、刑法第193条の公務員職権濫用罪に該当する。

被疑者の刑事処罰を求める意思表示

社会保険審査官は、「審査官」という言葉の響きから、裁判官のように公正な審査を行うものであると請求人ばかりでなく、一般の被保険者、及び全国民は信じている。

その姿勢こそが社会保険審査官の本来の健全な姿であり、大前提のはずだからである。

しかし**堀地良男**は、中立・公正という一般の職業よりも高い倫理性が求められる職務に就きながら、不当な決定を行い、世間から寄せられている信頼を見事に裏切った。

これは我が国の社会保険、とりわけ年金制度に対して懐疑的となっている国民の不信をも助長し、国民のコンセンサスを求めていかねばならない今後の年金制度の改正に対してもマイナスの要因となるものであるため、**厳重な処罰を求め**る。

告発に至る経緯

社会保険審査官には**職権行使の独立性**までは認められていない。

本審査請求の棄却は**堀地良男**がそれを不当に行使した、すなわち**職権を濫用**したために、「**阿能**」となったものである。

社会保険審査官は、その職務の性質上、中立・公正を本位をして審理を行わねばならない。

これに関して当該審査事務を円滑に進めるため、詳細な通達が出されている。

前記通達の中で、決定書の理由については次のように通知されている。

「決定書の理由は、**事実関係、請求人の申立の趣旨、決定庁の陳述、及びこれに対する審査官の判断を明確に示す**こと」（社会保険審査事務取扱上

の注意事項について（昭和 25 年 9 月 29 日 保険発第 194 号）

また事実の認定及び判断については次のように通知されている。

「争点に関して請求人等が積極的に提出した資料を採用しなかった場合には、**その理由を明らかにすること**」（社会保険審査官事務取扱要領－平成元年 7 月 10 日 保険発第 60 号・年発第 3850 号）

しかるに平成 24 年 10 月 29 日、**堀地良男**は**これらの通達事項をまったく遵守せずに審理を終了し、棄却の決定を行った。**

現在、社会保険における不服申立に対する審査制度としては、社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「官会法」という。）が定められており、いわゆる一審に相当する機関が社会保険審査官（以下「審査官」という。）、二審に相当する機関が社会保険審査会（以下「審査会」という。）とされている。

現行の審査官が設置されたのは昭和 28 年 9 月 1 日のことであるが、その前駆をなすものは昭和 25 年 4 月 1 日に設置された「社会保険審査官」である。

ただし審査方法として、現行の審査会が合議制を採っているのに対して、審査官が独任制であることに着目するならば、審査官の源流は昭和22年9月1日に設置された「保険審査官」に溯ることになる。

昭和22年9月1日前の審査制度では、一審に相当する機関が地方社会保険審査会、二審に相当する機関が中央社会保険審査会で、審査方法は両者と合議制であった。

しかしながら当時も審査請求事件は増加の傾向にあったため、不服申立の審査を迅速かつ適正に行う必要があった。

このため、昭和22年9月1日、合議制の地方社会保険審査会は独任制の保険審査官となったのである。

したがって、こうした経緯を鑑みるならば、審査官の審査方法たる**独任の権限は、あくまでも審査を迅速かつ適正に行うためにのみ行使されるべきであって、その裁量権に中立・公正から逸脱した行為、すなわち被疑者の行った**独裁までは含まれない****。

この点に関しては、**官会法第20条、及び24条において、審査会の委員については職権行使の独立性、及び身分保障が特別に規定されているにもかかわらず**

ず、審査官に対してはそれらの規定が一切ないことから明らかである。

すなわち**審査官には、職権行使の独立性までは認められておらず、審査官は不当な決定をした場合、身分上も不利益をこうむる**ことになる。

そこで、**堀地良男**の当該行為について、当告発人は、専門家として甚だ疑義を抱かざるを得ない点が多々あったため、**堀地良男**に対して、審査の疑義を質す処分照会状を平成24年11月1日付の特定記録郵便にて送付した。

この照会は、被疑者が審査に関する通達及び判例を**故意に無視した**結果、「棄却」が「可能」となったものであるため、その理由を求めたものであったが、これに対する**堀地良男**からの回答はなかった。

このため当告発人は、平成24年11月8日付の特定記録郵便にて、**審査官は一般の被保険者や国民から「裁判官」に準じた見方をされているため、疑義を質す照会を受けたからには、社会通念上から判断しても、誠実に説明する責務がある**として、回

答を求めた。

しかし、それでも**堀地良男**からの回答はなかった。

そこで当告発人は、最後通牒として、**堀地良男**にさらなる回答の催告を平成24年11月15日付の特定記録郵便にて行った。

この催告状は

当告発人が処分照会の合理的理由を明示して審査に関する通達を故意に無視した理由について再三再四求めているにもかかわらず、**堀地良男**が回答できないのは「**堀地良男**自身が当告発人の疑義を払拭できない不当な審査を行ったと認めているから」に他ならないからである。

すなわち**堀地良男**には**当初から中立・公正な審査を行う意思は全くなく、当初から棄却のみが審査の目的であった**ため、当告発人が明示した審査に関する通達に従えば、その目的を達成することができないために、当該通達を**故意に無視した**ということになる。

したがって、この判断に**異議があれば**、

審査に関する通達を故意に無視した理由を回答するように

と求めたためのものであった。

これに対しても結局、堀地良男は無回答の姿勢しか示さなかった。

しかし、この無回答によって堀地良男は異議なしとして、当告発人の判断を明らかに認めたことになる。

以上から、堀地良男の行為が公務員職権濫用罪に該当することは明白である。